

製品安全を「価値」に  
その取組を応援します！



## 製品安全対策優良企業表彰

企業や団体の製品安全への優れた取組を募集し、表彰しています。  
あなたの会社の製品安全対策をご紹介ください。

応募説明会・個別相談会 制度の概要と応募方法等について



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

## 目次

1. 表彰事業の概要
2. 審査の概要
3. 応募・受賞のメリット等
4. 質疑応答

# 1. 表彰事業の概要

## 製品安全対策優良企業表彰とは

経済産業省が、企業や団体の、製品安全への優れた取組を表彰する制度です。

- これまでに延べ145の企業・団体が表彰を受けています。
- 今年は13回目の開催です。

### 審査のポイント（何を審査するか？）

製品安全を確保するための体制を審査するとともに、特に優れた取組に重点を置いて審査します。

製品自体が安全かどうかは評価の対象にしません。

- ルールや仕組みだけでなく、実際に行われている取組を重視します。
- 過去の製品事故やリコールなどの有無は問いません。

## 2. 審査の概要

### ① 賞の構成、審査の流れ

## 賞の構成

部門	表彰内容	募集対象
大企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	「消費生活用製品※」の製造事業 または輸入事業を行う者
中小企業 製造事業者・輸入事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	
大企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	「消費生活用製品※」の 小売販売事業を行う者
中小企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞）	
上記以外の団体部門	特別賞（審査委員会賞）	上記以外の「消費生活用製品※」に 関連した事業を行う団体または企業
上記以外の企業部門		

※「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます。  
（消費生活用製品安全法第2条）

## 審査の流れ

**募集期間 5月14日(火)～7月16日(火)**

**一次審査（書類審査）…………… 8月上旬**



書類審査を行い、二次審査進出企業を選出します。

**二次審査（プレゼンテーション審査、現地調査等）…9月上旬～10月上旬**



二次審査進出企業によるプレゼンテーション審査を行います。  
なお、必要に応じて追加のヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

**受賞企業の公表 …………… 11月上旬**



受賞企業および公表内容については、経済産業省のホームページ等で発表します。

**表彰式 …………… 11月22日（金）**

※ 受賞に至らなかった場合も含め、すべての応募企業に対して、  
審査委員からのアドバイスをお送りします。

## 2. 審査の概要

### ② 審査基準等

## 審査基準：一次審査、二次審査の評価方法

1. 応募シートに示した**4つの視点**（特別賞は**2つの視点**）に関する取組が**総合的に優れている企業・団体**
2. 応募シートに示した**4つの視点**（特別賞は**2つの視点**）**いずれかにおいて卓越した取組を行っている企業・団体**

取組の先進性、積極性、意欲性等の観点で優れた企業・団体を選出します。

## 審査基準

### < 4つの視点 >

製造事業者・輸入事業者部門  
小売販売事業者部門

#### 視点1

安全な製品を  
製造・輸入（仕入・販売）  
するための取組

#### 視点2

製品を安全に  
使用してもらうための取組

#### 視点3

出荷後に安全上の問題が  
判明した際の取組

#### 視点4

製品安全  
文化構築への取組

※ 平成28年(2016年)4月1日から審査時点までの約3年間の製品安全に対する取組を  
評価対象期間とします。

## 審査基準

＜2つの視点＞

## 特別賞

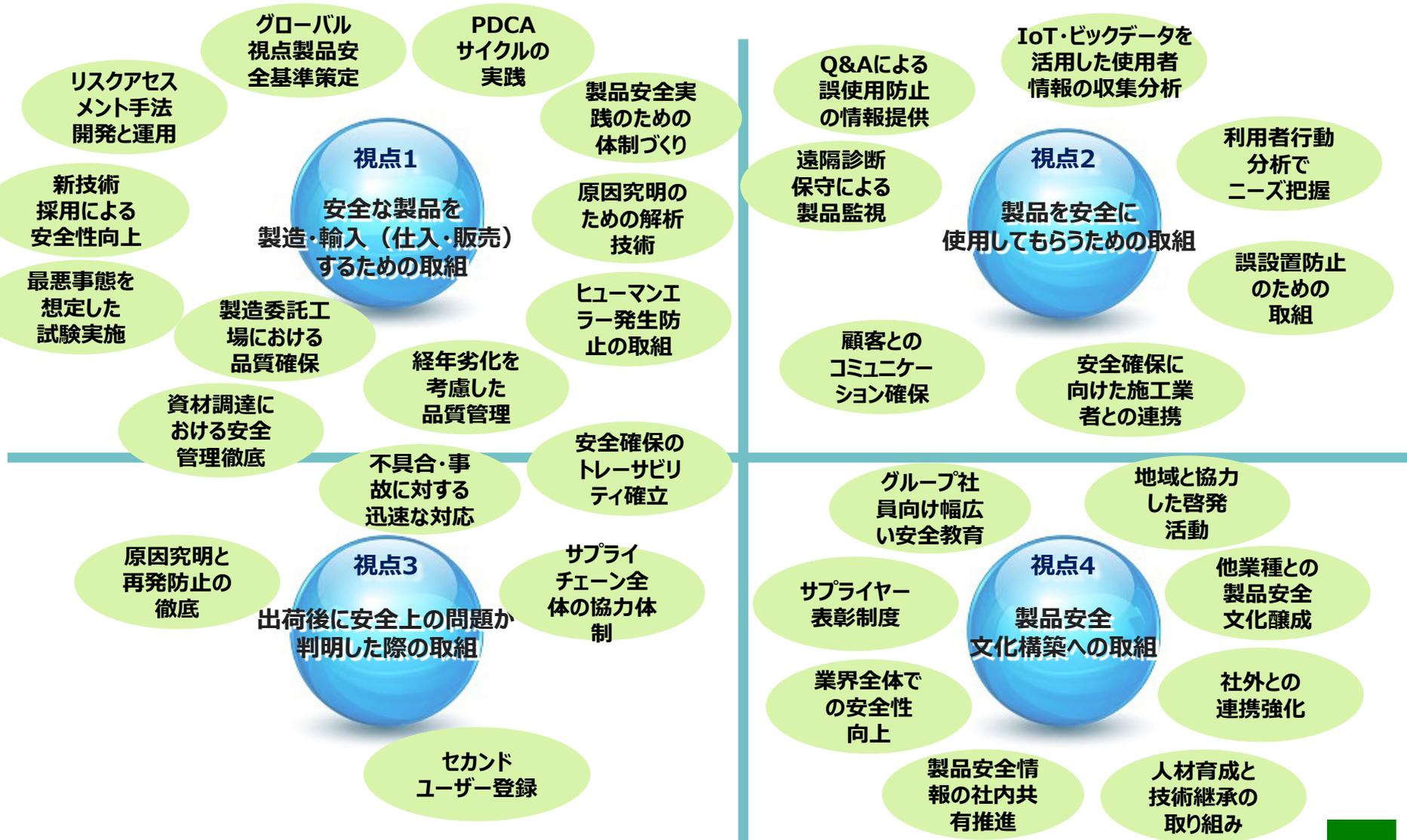
視点1

製品の**安全**を  
**確保・支援**するための取組

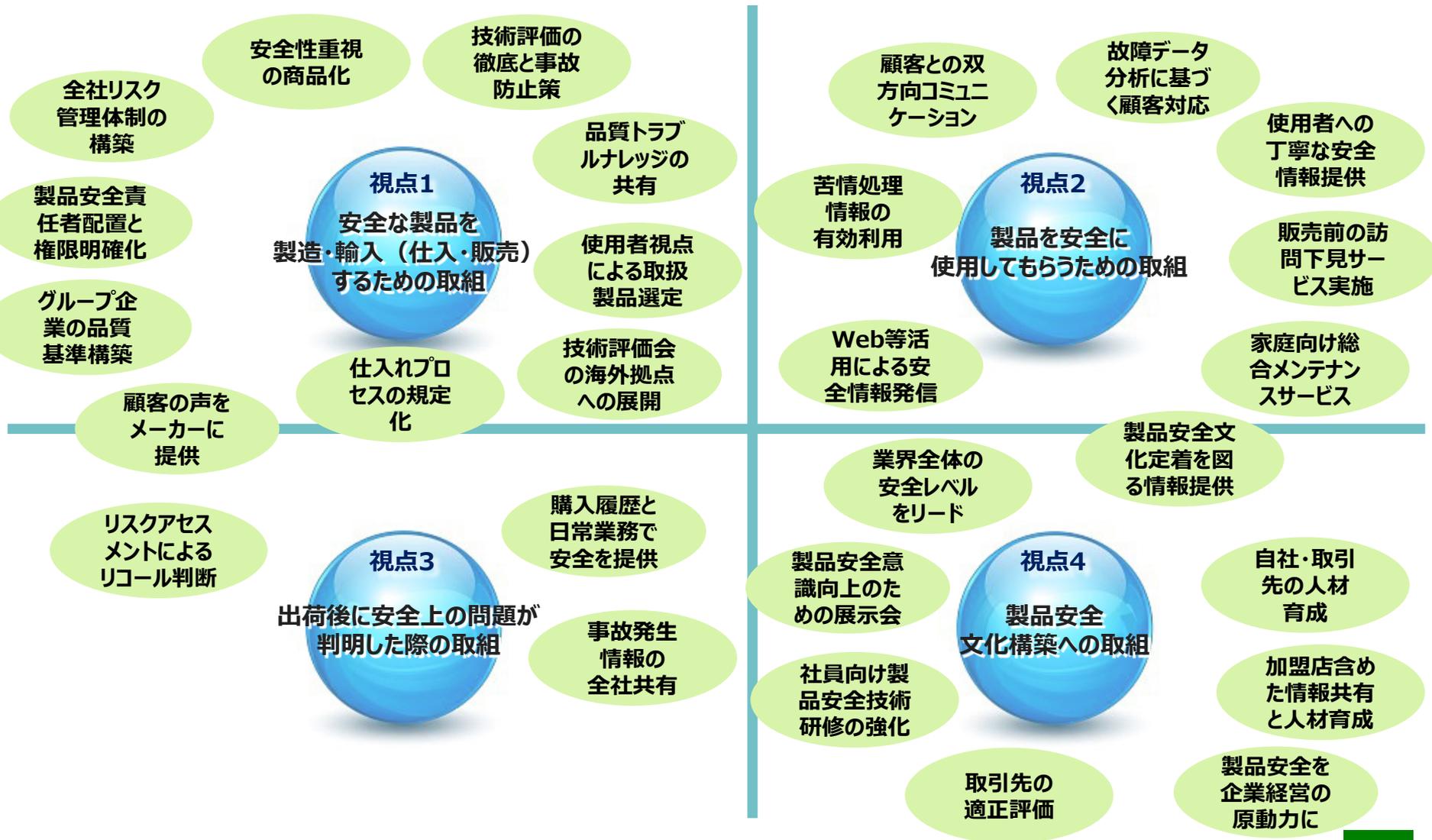
視点2

**製品安全文化構築**への取組

# 受賞企業の評価ポイント (製造・輸入事業者)



# 受賞企業の評価ポイント (小売販売事業者)



## 2. 審査の概要

### ③ 一次審査について

## 一次審査（書面審査）

- 「応募資料記載要領」を参考に、「応募者概要シート【共通】」、「応募シート（部門別）」の2種類の資料を作成してください。
- 「応募シート（部門別）」に示した**視点1～視点4**それぞれに関する取組について、**できる限り具体的**にご記載ください。
- アピールしたい取組について**補足する資料を任意で提出可能です**。  
（二次審査で使用することを想定したプレゼンテーション資料等を提出されても結構です。）
- 作成した電子ファイルを以下のメールアドレスに送付してください

**ps\_award2019@ms-ad-hd.com**

ファイル容量が大きい場合には送信できないこともありますので、その場合は事務局にご連絡ください。

### <注意点>

社外秘及び個人情報の取扱いに注意を要する補足資料には、当該資料にはっきりと明示してください。

## 2. 審査の概要

### ④ 二次審査について

## 二次審査：プレゼンテーション審査

- 二次審査進出企業によるプレゼンテーション審査を行います。特にアピールしたい取組、活動、仕組み、工夫点などについて、具体的な内容を交えてご発表ください。
- プレゼンテーション審査の時間：説明20分、質疑応答20分
- プレゼンテーション審査の内容は、審査基準の**4つの視点**（特別賞は**2つの視点**）に沿って構成してください。



二次審査(プレゼンテーション審査)の様子

### 中小企業の応募者様へ

ご要望に応じて、以下の対応を行います。

- プレゼンテーションの構成に関するアドバイスや、PCでの資料作成等を、事務局がサポートします。
- インターネット電話サービス等を利用した遠隔での審査にも対応いたしますので、ご相談ください。

## プレゼンテーション審査後について

- 一次審査の「応募シート」の記述内容
- プレゼンテーション審査の内容

について、原則として現地調査や追加のヒアリングを実施します。

※現地調査や追加のヒアリングの実施については、別途日程を調整します。

## 3. 応募・受賞のメリット等

## ① 応募・審査を受けた企業・団体の声（応募のメリット）

- 設問が製品安全全般に渡っているため、**自社の取組全体を再確認**することができた。
- 製品安全についてのアドバイスが得られ、**自社の強み・課題を認識**することができた。
- 製品安全にかかわる社員の**モチベーションが向上**した。
- 4つの視点に基づき考えることで、**製品安全の取組を体系的に整理**できた。

## ②受賞した企業・団体の声（受賞のメリット）

- 経済産業大臣賞の**受賞をPR**できた。
- 受賞をきっかけに**新たな取引先を獲得**した。
- **求人への応募**人数が増えた。
- **社員の製品安全に対する意識・スキル**が高まった。
- 取材や講演依頼を受けるなど、**情報発信の機会**が増えた。
- **お客様からの信頼**を高めることに繋がった。

### ③ 製品安全対策優良企業ロゴマーク

- 「製品安全対策優良企業表彰」を受賞した企業・団体のみ使用可能。
- A. 図柄、B. 決定した年度(西暦)、C. 製品安全対策優良企業の文字、を示して使用。
- 製品本体への表示は不可。製品パッケージ等（梱包箱、包装紙、タグ等）への表示は可。  
（詳しくは製品安全対策優良企業表彰ロゴマークガイドラインを参照）



#### ■ 製品安全対策ゴールド企業ロゴマーク

経済産業大臣賞(第3回以降)あるいは金賞(第1,2回)を計3回以上受賞した企業のみ、ご使用できます。  
ゴールド企業ロゴマークの受賞年度は、記載の省略が可能です。



#### ■ 特別賞ロゴマーク

製品の安全確保あるいはその支援に積極的に取り組み、「特別賞」を受賞した団体または企業のみご使用できます。



## ④ ロゴマーク使用例



ショールーム受付に掲示（三協アルミ）



商談会ブースでの紹介（三陽金属）



店頭でのポスター掲示（ニトリ）



懸垂幕での紹介（イトーヨーカ堂）

経済産業省主催の第10回製品安全対策優良企業表彰「経済産業大臣賞」を受賞しました



Webでの紹介（京都機械工具）



名刺（ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ）

## ⑤製品安全コミュニティ

- 「製品安全対策優良企業表彰」を受賞した企業・団体は、「製品安全コミュニティ」のメンバーとして参加可能。
- 「製品安全コミュニティ」は、業種・業態、企業規模の垣根を越えた、製品安全に関する課題の解決に向けた意見交換や情報交流などの場。
- 全体会合が年に2回開催され、受賞企業、製品安全専門家、NITE、経産省等が参加して、意見交換等が行われる。
- 受賞企業間の自主的な交流も行われており、製品安全対策に関する情報交換や、製品企画での協力等、様々な協力関係が生まれている。



2018年度 製品安全コミュニティ 東京会場



2018年度 製品安全コミュニティ 大阪会場

## ＜参考＞ 審査委員

有識者、消費者団体代表等で構成する審査委員会において審査します。

### 【委員長】

三上 喜貴 長岡技術科学大学 名誉教授

### 【委員】

小田 泰由 (独) 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長  
加藤 義信 (独) 中小企業基盤整備機構 経営支援部 イノベーションナビゲーター  
釘宮 悦子 消費生活アドバイザー  
信太 洋行 東京都市大学 都市生活学部 都市生活学科 准教授  
高橋 茂樹 元 国際標準規格（IEC）WG 座長  
升田 純 升田純法律事務所 代表 弁護士  
三浦 佳子 消費生活コンサルタント  
宮元 岳実 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長  
八木澤 徹 (株) 日刊工業新聞社 編集局経済部 編集委員兼論説委員  
吉田 勝 (株) 日経BP 日経ものづくり 副編集長  
鷺田 祐一 一橋大学大学院 経営管理研究科 教授  
渡部 利範 (株) テクノクオリティ 代表取締役

## 4. 質疑応答

皆様のご応募お待ちしております！

その他、不明点なども  
どうぞお気軽にお寄せください

問い合わせ先

---

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）事務局  
MS&ADインターリスク総研（株） リスクマネジメント第三部  
製品安全グループ

担当：佐藤、鶴田

メールアドレス：ps\_award2019@ms-ad-hd.com

電話：03-5296-8974